

阿見町証明写真機設置事業者募集要項

令和6年3月15日

阿見町

阿見町では、町有財産の一層の有効活用と自主財源確保を図るため、町有施設に設置する証明写真機の設置事業者を募集しますので、募集に参加される方は、この募集要項及び別紙証明写真機設置仕様書をよく読み、内容を承知した上でお申込ください。

1 募集物件

物件番号	施設名称	施設所在地	面積	最低納付金額 (税抜年額) 円
1	役場庁舎	中央1-1-1	2 m ²	43,000 円

2 証明写真機の設置条件等

(1) 設置事業者の遵守事項等

- ア 使用許可の条件を遵守すること。
- イ 証明写真機設置管理契約書を締結すること。
- ウ 証明写真機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

(2) 証明写真機の規格等

- ア 周辺環境に配慮した仕様であること（外観色を含む）。
- イ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
- ウ 消費電力量の低減に資する技術等を導入し環境に十分配慮した環境対応型の機種であること。

(3) 証明写真機に関する遵守事項等

- ア 「自動販売機の据付基準（JIS規格）」及び「自動販売機据付基準マニュアル（日本自動販売機工業会作成）」を遵守した転倒防止対策を施すこと。なお、証明写真機の設置に伴う事故については、阿見町の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うこと。
- イ 「自販機堅牢化基準（日本自販機工業会作成）」を遵守し、犯罪防止に努めること。なお、証明写真機の汚損又は毀損、盗難等の事故が発生した場合については、阿見町の責に帰することが明らか場合を除き、設置事業者がその責を負うこと。

(4) 証明写真の条件等

①撮影写真

ア 旅券用証明写真の撮影が可能であることを最低条件とし、それ以外の各種写真撮影については、「14 問い合わせ (2) 募集物件に関すること」に記載する所管課の承認を受けること。

②撮影価格

ア 撮影価格は、メーカーの希望小売価格以下で設置事業者により任意に設定した価格とすること。

イ 撮影価格を変更するときは、「14 問い合わせ (2) 募集物件に関すること」に記載する所管課の承認を受けること。

(5) 設置及び原状回復等

ア 証明写真機及び子メーターの設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は、設置事業者の負担とする。

イ 証明写真機の設置にあたっては、耐震対策を行いできる限り建物躯体に負担のかからない方法を取り、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

ウ 使用許可期間が満了又は使用許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切補償を阿見町に請求することはできない。

(6) 維持管理等

ア 撮影用ロール紙の補充及び金銭管理など証明写真機の維持管理については設置事業者が行うこと。

イ 証明写真機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において、設置事業者の連絡先を明示し、専門技術サービス員を配置し即時対応すること。

ウ 機器の搬入、廃棄物の搬出時間、駐車位置及び経路については、「14 問い合わせ (2) 募集物件に関すること」に記載する所管課の指示に従うこと。

エ 証明写真機の各月の売上金額が確認できる書面を「14 問い合わせ (2) 募集物件に関すること」に記載する所管課に提出すること。

3 町へ納入する行政財産使用料及び納付金

(1) 設置事業者は、次の区分による行政財産使用料に加えて納付金提案書に記載された金額に、消費税及び地方消費税相当額の100分の10に相当する金額を加算した金額を納付金として町へ納入していただきます。

ア 屋内設置証明写真機の行政財産使用料は、1台(1㎡以下)につき年額12,000円に証明写真機に係る電気料金(町が算定する電気料金)を加算した金額。

- (2) 行政財産使用料及び納付金は、町が発行する納入通知書で指定した期限までに全額を納入していただきます。

4 使用許可期間

- (1) 使用許可の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとします。ただし、町が更新することが適当と判断する場合は、当初設定した公募条件を変更しないことを前提に、令和6年4月1日から最長4年を限度に使用許可を更新することができます。
- (2) 使用許可を継続することが適当でない認めるときは、許可を取り消すことがあります。

5 応募に必要な資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項及び第2項各項に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 証明写真機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (5) 茨城県内に本店、支店及び営業所を有している法人又は個人。
- (6) 国税、茨城県税、市町村税を完納していること。
- (7) 故障等トラブルの際に、約30分以内に設置場所において対応できる体制を有すること。

6 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 応募申込書の提出方法、提出場所、提出期限などが守られなかったとき。
- (2) 応募申込書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 応募申込書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 応募申込書に虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) その他、審査を行うにあたって不適當と認められるもの。

7 応募提出書類

応募に参加する者は、以下の書類（正本1部）を町に提出していただきます。

	提出書類	法人	個人
①	公募参加申請書（様式1）	○	○
②	納付金提案書（様式2）	○	○
③	誓約書（様式3）	○	○
④	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	○	
⑤	身分証明（市町村発行のもの）		○
⑥	設置する証明写真機・メーター等のカタログ	○	○
⑦	印鑑証明書	○	○
⑧	国税、茨城県税、市町村税の各納税証明書	○	○
⑨	⑥の証明写真機で撮影したパスポート用証明写真	○	○

※1 ④・⑤・⑦・⑧については、発行3か月以内の原本とする。

※2 ②については、記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって納付金とするので、応募者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった提案納付金額の110分の100に相当する金額を納付金提案書に記載してください。

なお、納付金提案書のみを無地の封筒（長型3号）に入れ、糊付けをして割印を上中下3か所押印し、表に「氏名（法人の場合は商号又は名称）」「物件番号」を記載してください。

※3 ⑥については、証明写真機は最大電力、定格電力、寸法、付属品など、メーターには仕様等が明記されたものを提出してください。

8 応募申込書提出期間及び提出場所

(1) 提出期間

令和6年3月15日（金）から令和6年3月21日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）の午前9時から午後5時までの間。（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

※1 郵送の場合書留郵便により令和6年3月21日（木）の午後5時までに必着のこと。

※2 ファクシミリ及び電子メールでの提出は認めません。

(2) 提出場所

阿見町役場 総務部 管財課（庁舎2階）

〒300-0392 阿見町中央一丁目一番一号

9 応募に要する経費

応募に要する一切の経費等については、応募者の負担とします。

10 事業者の決定

(1) 提出された応募申込書をもとに資格要件を満たすと認められた者が提出した、納付金提案書の提案納付金額が、町が設定した最低納付金額以上の金額で、最高価格の申込者を設置事業者決定します

決定（予定）日 令和6年3月22日（金）

なお、最高価格となるべき応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いの上、くじにより決定します。（電話等でくじの実施日時を連絡します。）

(2) 決定後であっても、不正等が判明した場合には決定を取り消します。

11 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、阿見町ホームページに募集物件、設置事業者名、決定金額を公表します。

12 設置事業者決定された者が行う手続き

設置事業者決定された者は、以下の行政財産使用許可及び設置管理契約の手続きをしていただきます。なお、手続きに要する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。

(1) 行政財産使用許可の手続き

設置事業者決定された者は、令和6年3月27日（水）までに「14 問い合わせ (2) 募集物件に関すること」に記載する施設所管課に行政財産使用許可申請書を提出してください。なお、行政財産使用許可申請書には、設置する証明写真機及び証明写真機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の仕様が分かる図面又はカタログ等を添付してください。

また、使用許可の更新が認められた場合は、毎年度、行政財産使用許可の手続きをしてください。

(2) 設置管理契約の手続き

設置事業者決定された者は、証明写真機設置管理契約書（様式4）を締結していただきます。

なお、行政財産使用許可の更新が認められた場合は、毎年度、設置管理契約を締結してしてください。

13 その他

証明写真機設置事業者募集要項、証明写真機設置仕様書、行政財産の目的外使用の使用許可書、証明写真機設置管理契約書に定める事項のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度阿見町と設置事業者で協議のうえ定めるものとする。

14 問い合わせ

(1) 設置事業者募集に関すること

阿見町中央一丁目一番一号 阿見町総務部管財課 電話 029-888-1111 内線 732

(2) 募集物件に関すること

阿見町中央一丁目一番一号 阿見町町民生活部町民課 電話 029-888-1111 内線 126